

## 一般社団法人栃木県若年者支援機構 情報公開規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人栃木県若年者支援機構（以下、当法人）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を公開するために必要な事項を定め、それによって公正で、開かれた活動を推進することを目的とする情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

(公開情報の管理)

第 2 条 当法人の情報公開に関する事務は、事務局責任者が管理監督する。

(情報公開の対象とする資料及び事務の整備)

第 3 条 当法人は、法人事務所に常時備え置き閲覧に供する資料及び情報公開に関する事務を整える。

(情報公開の方法)

第 4 条 当法人は、情報公開の対象に応じ、公表、当団体事務所での閲覧・写し、並びにインターネットの方法により行うものとする。

(事務所備え置きの書類)

第 5 条 事務所備え置きの対象とする書類は、下記のとおりとする。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 総会議事録
- (4) 理事会議事録
- (5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び事業報告並びにその附属明細書（監査報告を含む。）
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 会計帳簿又はこれに関する資料
- (9) 総会における代理権を証明する書面及び議決権行使書面
- (10) 総会の決議の省略書面
- (11) その他法令で定める書類

2 上記のうち当該書類に含まれる個人情報情報は公開対象から除外する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第 6 条 当団体の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、法人事務所とする。

2 閲覧の日は、当法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、当法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第 7 条 閲覧希望者から第 5 条 1 項に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

(1) 様式 1 に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、発送、FAX、電子メールのいずれかにより提出を受ける。

(2) 閲覧は、当団体が様式1を受領した日より30日以内に行うこととする。

(3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事が理事会の議決を経てこれを定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

令和2年2月1日から施行する。(令和2年1月31日理事会決議)

## 閲覧（謄写）申請書

一般社団法人栃木県若年者支援機構

代表理事 中野 謙作 殿

申請月日 令和 年 月 日

申請者

申請者住所 〒

電話番号

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的にしたがって閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

1. 閲覧希望日 令和 年 月 日
2. 閲覧対象書類（別表1より番号を選択）
3. 閲覧（謄写）の目的